



教育費どう準備する？

大学進学にかかる費用

東京大学が20年ぶりに授業料の引き上げを決めるなど、少子化と物価高の影響で学費を値上げする大学が相次いでいます。進学にかかる費用をシュミレーションし、今後のインフレも見込んで計画的に資金準備を始めることが将来の安心につながります。

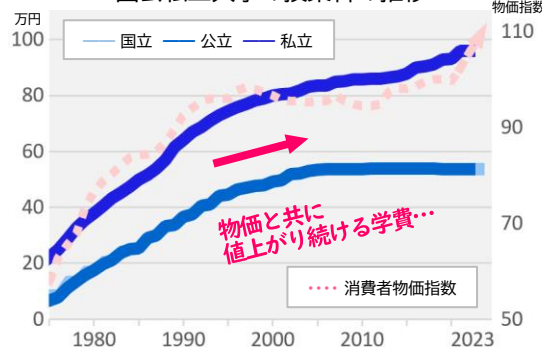
大学進学にかかる費用は「学費」と「生活費」に大きく分けられます

学費

	入学費用※1	在学費用※2 (年間平均額)	4年間合計
国公立	67.2万	414.0万 (103.5万)	481.2万
私立(文系)	81.8万	608.0万 (152.0万)	689.8万
私立(理系)	88.8万	732.8万 (183.2万)	821.6万

※1 受験費用、学校納付金、入学しなかった学校への納付金 ※2 授業料や通学費、その他の学校教育費及び家庭教育費
※私立医・歯学部は私立(理系)の3倍以上となるなど、学部により平均額が参考にならない場合があります
日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」参考

国公立大学の授業料の推移



※文部科学省「国公立大学の授業料等の推移」
※総務省統計局「消費者物価指数(2020年基準)」

生活費

	自宅外通学を始める為の費用※3	生活費用※4 (年間平均額)	4年間合計
自宅通学	-	- (42.5万)	170.0万
自宅外通学 (アパート等)	38.7万 (平均)	全 国	439.6万 (109.9万)
		東京圏	529.2万 (132.3万)
		京阪神	465.2万 (116.3万)

※3 自宅外通学を始める為にかかったアパートの資金、家財道具の購入費等。
自宅外通学を始める為の費用の金額は、日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」参考
※4 食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費
日本学生支援機構「令和4年度 学生生活調査結果(国立大学)」参考

●大学志願者数がピークだった1992年度と2023年度の授業料を比べると約30年で1.4倍以上増加しています

●国公立大学(自宅通学)の目安

→ 年間 100~150万円

私立大学(自宅外通学)の目安

→ 年間 250~320万円

賃貸住宅フェア2025 in東京

今年も9月17日(水)18日(木)に東京ビッグサイトにて「賃貸住宅フェア in東京」が開催されます。不動産オーナーや賃貸管理等の事業を行う方を対象とする業界最大級のイベントで多彩な最新トレンドに出会えます。

今年初開催！ 賃貸バリューアップアイテムストリート

賃貸住宅の付加価値を高める注目アイテムが展示される企画ブースが新設されます。差別化商材や注目商材がラインアップされ、新しい発見の場となりそうです。

2025トレンド モビリティやAI技術の活用に注目
多様なセミナープログラムも必見

掛川市南二丁目・賃貸マンション

Maison.Bron
メゾン ブロン

完成現場見学会 開催！

2025年

10/19日 20月
10:00~16:00

予約制

見学をご希望の方は
ご予約をお願いします

053-454-3723

『個別相談会』

☑ 相続 ☑ 遺言 ☑ 民事信託

要予約

初回
60分
無料ご予約は、
お電話 又は
QRコードから

開催時間

9:00~16:00 ※1時間単位予約制

2025年

9月予定

10月予定

浜松会場

鴻池元城ビル 3階
浜松市中央区元城町216-11毎月第3
土曜

9/20・10/18

掛川会場

JAやよい支所
掛川市弥生町234毎月第3
日曜
火曜

9/16・10/19

9/21・10/21

JA西南郷支所
掛川市亀の甲1丁目21-15毎月第3
月曜

- 10/20

さくらぎマルシェ
掛川市富部4-1(JA桜木支所)毎月第3
水曜

9/17・10/15

JA東山口支所
掛川市千羽100-1毎月第3
木曜

9/18・10/16

主催

一般社団法人

しずおか民事信託推進協会

(協賛)

KONOIKE Co. 株式会社



税理士法人タックスサポート掛川支社内平日9~16時受付

《予約電話番号》 0537-61-2102

よろず相談会

毎月
月末2025年 9/29・10/30
(月) (木)

時間

10:00~16:00

※1時間単位予約制

場所

蒲協働センター

浜松市中央区区安町309-1



よろず相談会 予約電話番号

053-454-3723



先月の 個別相談実例 ご紹介



Q.

『独身の姉が亡くなった』…相続人は誰？

二人姉妹の姉が亡くなられたとのこと。
高齢の両親が健在だが誰が相続人になるのか？
という相談でした。

弊協会からの助言・回答！

A.

今回のケースは「ご両親が相続人」となります。
父1/2、母1/2となります。
今回のようなケースでは「二次相続対策」が必要です。
両親のいずれかが亡くなった時、その配偶者が法律行為をできない状態だった場合、「後見人」が選任されないと相続が完結できないからです。詳しくは個別相談を活用ください。

しずおか民事信託推進協会理事
山本 邦博相談実績 213 組
(2025年8月22日現在)

KONOIKE Co. 株式会社

守る、活かす、育てる
-地域のくらしにあたりし価値を-

営業部 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11
浜松店 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11
静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15
掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14

TEL(053)454-3723 FAX(053)454-9584
TEL(053)450-5517 FAX(053)452-5222
TEL(054)269-5104 FAX(054)269-5103
TEL(0537)64-3361 FAX(0537)64-3362